破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１００号
埼玉県春日部市豊町５丁目１番地11　アーバンハイム206号、住民票上の住所埼玉県鴻巣市本町３丁目３番18号
破産者　須永　盛之
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
埼玉県加須市大字不動岡836番地３、破産手続開始時の住所埼玉県加須市川口３丁目17番地７
破産者　井上　町子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
さいたま市見沼区堀崎町926番地１　村田ハイツ206号
破産者　三熊　久雄
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
神奈川県相模原市麻溝台６丁目22番７号　グランデュール103
破産者　中村　克己
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８４号
富山市呉羽町3918番地13
破産者　角永　正道
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１２号
富山市向新庄町８丁目１番37号、破産手続開始時の住所富山市上大久保2043番地
破産者　ショットバーのらこと　西田　隆夫
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１３号
富山市向新庄町８丁目１番37号、破産手続開始時の住所富山市上大久保2043番地
破産者　西田　法子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９５号
金沢市湊２丁目118番地58
破産者　羽馬　利一
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５１２号
静岡県焼津市中根1315　焼津ケアセンター、住民票上の住所静岡県焼津市中港２丁目２番12号
破産者　菊田　俊雄
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０３号
京都市左京区静市市原町661番地２
破産者　スーパーサンライフこと青山泰造こと
崔　　泰造
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９５４７号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目19番22号
破産者　定久　将之
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５５７号
大阪府枚方市釈尊寺町26番　公団釈尊寺第二住宅37―603号、開始決定時の住所大阪府大東市三箇２丁目６番34号
破産者　川本　　昭
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１００００１号
大阪府門真市大橋町13番33号
破産者　田中　愛子（旧姓青山）
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８号
大阪府枚方市釈尊寺町26番　公団釈尊寺第二住宅37―603号、開始決定時の住所大阪府大東市三箇２丁目６番34号
破産者　川本　房江
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５号
大阪府摂津市三島３丁目15番19―203号
破産者　二重作孝也
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６号
大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１―104号
破産者　香川　和志
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７号
大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１―104号
破産者　香川　増美
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６４号
大阪市旭区生江１丁目７番15号
破産者　榎　　**邦**良
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８３４号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁６番８－１号、前住所大阪市住吉区長居東３丁目15番26―512号
破産者　菅野　正男
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部